

濃州関ヶ原合戦と犬山城

山田 昭彦

The expansion of Sekigahara Battle in Mino Province

: A Focus on The Battle of Inuyama Fort

YAMADA Akihiko

関ヶ原合戦の前段階、濃尾平野では激しい攻防が繰り広げられた。本稿では西軍の拠点となった犬山城籠城戦を通じて、慶長五年八月当時の犬山城の動向ならびに城主石川光吉が支配した木曾の情勢について考察をおこなう。

一 濃州関ヶ原合戦

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦直前のおよそ一ヶ月にわたり、美濃の各地では断続的な戦いが繰り広げられた。八月十六日福東城の戦い、二十二日木曾川の渡河戦と米野の戦い、竹ヶ鼻城の戦い、二十三日岐阜城の戦い、河渡川の戦い、九月一日〜四日の郡上合戦、九月十四日杭瀬川の戦いが各地で繰り広げられ、最終的に九月十五日の関ヶ原合戦を迎えることとなった。まさに、濃州関ヶ原合戦が展開したのである。

しかし、美濃平野で決戦に及ぶことを両軍が予め約していたわけではない。西軍・石田三成は、慶長五年八月五日の段階においても、清須城主福島正則の去就は「御理申半二候」（真田宝物館所蔵文書・『愛知県史』九二七号）との見通しを持っていた。羽柴左衛門大夫正則に一縷の望みを賭けていたというところであろうか、

西軍の調略工作は尾張国内に及んでいた。七月三十日付の真田昌幸宛石田三成書状（真田宝物館所蔵文書・愛九一四号）に次の記述がみられる。

【資料1】

一 今度上方より東へ出陣之衆、上方之様子被承悉帰陣候、然者於尾・濃令人留、帰陣之衆一人く之所存、永々之儀秀頼様へ無粗略究仕、帰国候様二相下止候事、

ここからは、七月末の段階で、石田三成の作戦として、「尾・濃人留」により上杉攻めを中止し上方に向け帰還する諸将に対し、豊臣秀頼へ「無疎略究仕」ようにとの計略があったことがわかる。

また、同じく八月六日付の真田昌幸宛石田三成書状（歴代古案・愛九三三号）に「此方為仕置明後八日尾州表へ被出候、岐阜申談候、不可有御氣遣候」とあることや、尾張国飛保（葉栗郡）の曼陀羅寺に、石田三成（八月十三日付）・織田秀信（八月日付）が相次いで禁制を出していることが確認できる。（『曼陀羅寺文書』愛九四三二〇六号）

その他、一柳直盛に関わる話として「一柳中興御系図御手柄物語覚」¹⁾があげられる。この資料は、合戦当時黒田城城主であった一柳直盛の子孫が江戸時代にまとめたものである。上杉攻めに同行していた一柳直盛は、八月九日黒田城へ帰城した。そこへ旧臣で小川土佐守（祐忠・妻は一柳直高女）の家来となっていた稲葉静六が、石田三成の書状を携え密かに木曾川を渡り訪れ、同心すれば美濃一國並びに金銀御望次第といった誘いをかけた。しかし誘いを直盛が断つたところ、人質の直盛の母（勝林院）と妻子を三津屋之渡堤の上で処刑すると強圧的な姿勢をとったため、直盛によって追い返されることとなった。江戸時代一柳氏の「御手柄」を示す上で当然の記述であるが、これらのことから西軍が尾張国の攻略を進めていた様子が確認できる。

七月十七日毛利輝元を大坂城に迎えた西軍は、瀬戸内地域の制圧、伏見城攻略、田辺城・大津城包囲戦、安濃津城攻略、水軍による尾張沿岸部への攻撃と多方面への展開（計画）を進めた。こうした情勢下、七月の後半時点では秀信の去就は揺れていた。

【資料2】

就其元難説出陣延引之由尤候、愈岐阜中納言殿有談合、仕置等肝要候、

猶加藤太郎左衛門可申候、恐々謹言

七月廿日

家康公

御諱御書判

加藤左衛門尉殿

（北藤録）

美濃黒野城主加藤貞泰に宛てたこの家康文書によれば、これ以前に上方争乱の雑説があるため、上杉攻めへの参加を先延ばしにしているとの報告に対して、家康が了解するとともに織田秀信とよく相談し善処することを求めている。このことから、織田秀信も加藤貞泰同様、家康の軍事行動に従う姿勢を示していたことが推定される。

しかし、最終的には美濃の盟主織田秀信の西軍への参加の決断により、美濃の諸将の大半はそれに従い、東軍に対して大垣城、竹ヶ鼻城、岐阜城、犬山城を結ぶ防衛線（即ち木曾川筋での防衛線）を引くこととなった。

二 犬山城の位置付け

先述の、木曾川筋での防衛線を西軍が意図したとすれば、一点大きな疑問が生ずる。それは、犬山が木曾川左岸にあり、尾張国で唯一の西軍拠点になることである。即ち木曾川で扼されていることから、美濃側からの後巻は困難な位置におかれることである。

この理由は、西軍は先述のとおり福島や一柳ら尾張を本拠とする武将への調略や織田秀信等の尾張北部への進出など、尾張国への展開を考えており、それが実現した際には、犬山城の存在は大きな一手となるはずであった。しかしその計画は画餅に過ぎず、結果犬山城は、東軍勢力下に孤立することとなる。なお犬山城籠城にあたり城主石川光吉のもとに稲葉貞通・典通親子、加藤貞泰、竹中重門、関一政が加わり籠城していたことが確認できる。

石川光吉（貞清）は、美濃鏡島城主の流れを汲むとされ、豊臣秀吉に使番として仕えた。

天正十八年（一五九〇）の小田原の役に随い、尾張犬山二万二千石を与えられた。この時木曾義政の下総移封がおこなわれ、信濃木曾の蔵入地十萬石の代官も務めた。また、光吉の妻は石田三成の娘ともいわれ、豊臣政権中枢に近い人物であった。こうしたなか、慶長五年の関ヶ原合戦を迎えることになる。

三 木曾谷の情勢

当時、石川光吉が支配した木曾谷の情勢について次の資料を紹介する。慶長五年八月二十一日付山村良勝・千村良重宛徳川家康書状ならびに同所宛大久保長安書状である。宛所にある山村良勝と千村良重は、木曾氏に仕え木曾谷の支配を支えたが、天正十八年木曾義昌が下総阿知戸一萬石に移封されたため両氏はそれに従った。その後間もなく義昌が亡くなり、嫡男義利は不行跡を理由に改易されたため、良勝の父良候のみ木曾の地に留まり石川光吉の支配下に入った。しかし、山村良勝、千村良重の二人は主家を失くしたまま、下総佐倉など関東の地に留まったとされる。この文書はその二人に宛てられたもので、家康の書状と大久保長安の添状が確認できる。

【資料3】

其許弥堅固申付候由、尤肝要三候、此度之忠儀感悦候、然者、為加勢遠山久兵衛・小笠原頼貞（負カ）・今泉五介差遣候条、可相談候、委細大久保十兵衛可申候也、

八月廿一日

山村甚兵衛とのへ

千村平右衛門とのへ

【資料4】

其許様子、十六日之御状、昨廿日二高井土（戸カ）ニをひて令披見候、則江戸へ御状共差遣申候、此中十一日之心得其許の様子被為聞度之由、御意候つる間、御中間衆飛力被越申候つる事、

（これ以降、三十四項目にわたる条々が出されているが、本稿では関連する項目のみ抄録する。「(数字)」は筆者注記・項目の順番）

(1) 一、上方石治少・大刑・石備書状、御才覚にて御取被成候、則状江戸へ致進上候、定而可為御大慶候事

(2) 一、我ら者廿日の朝迄、江戸ニ罷有、遠山久兵衛殿其許へ被遣候しくミいたし候、

五日中午遠久兵其地へ可有御越候事、

- (3) 一、遠久兵へ金子五両渡しにて越申候、ふかしにて米之調被成、其地之者共かつへ候ハぬやうニ可被成事

- (5) 一、小笠原頼負、其許かせいとして人数被遣候、にへ川辺ニなり共、又福嶋辺ニなり共、貴所達思召し仕候置御申可在候事

- (6) 一、てつほう・玉葉以外つけさせ越申候つる、相届申候哉事

- (7) 一、昨廿日、馬場半左、御目見え被申候、我々妻子有所てうふ二つかまつり、其許へ可参之由被仰出候、如何ニも仕合よく候三て、半左も下給へ参、三・辰致取合、いへのこ辺ニ各妻子有付候て、其許可参候由御座候事

- (8) 一、半左へもてつほう以下被成御渡候事

- (10) 一、道幽(勇) 犬山ニいまた御逗留之由、きつかい仕候、大手へ御立之衆ニも御朱印を被遣候、可御心安事

- (14) 一、金森法印も其谷御かため候事御満足之事

- (15) 一、ひかしみのへの手遣、追而可被成之由御座候、遠山勘右衛門殿三州口を被参候事

- (25) 一、今度貴所達へたいし、別心仕候者、何様ニもいけ取、以俄者被仰付、道幽(勇)者しち物かへニも才覚仕度之事

- (26) 一、原与左衛門方、遠山勘右を頼ミ候て、昨廿日ニ我ら所へ参候間、何事も貴所達と談合可仕候由申候、隨者其谷御かため之内ハ馬場半左致談合、とくと相延可申候、其御心得可被成之事

(27) 34 略

八月廿一日

六十兵衛

長安(花押)

山甚兵様

千平右様

御報

この文書からは、次のような情報を得ることができる。

- 1、山村良勝、千村良重の両名は、大久保長安を取次として徳川方の傘下にあり、すでに木曾谷に侵攻していること。そのため、慶長五年八月、石田三成、大谷吉継、石川光吉らが、東国に発した書状を奪取し江戸の家康の許に報告したこと。(資料3)・(1)他

- 2、山村、千村へは鉄砲、火薬を送ったうえ、小笠原長巨、遠山友政(苗木遠山家)、馬場昌次(半左衛門)を加勢として派遣、あわせて金森長近も布陣したこと。(資料2)・5・6・7・8・14

- 3、犬山城には山村良勝の父良候が、逗留し(拘束され)ているが、犬山城を守る諸将には、家康の朱印状が出されていること。木曾筋で対立するものがあれば、生け捕りにして犬山城の良候と人質交換するように仕向けること。(資料10)・25)

- 4、天正十一年、森氏との争いの中、東美濃を追われた遠山友政は家康のもとにいた。今回木曾谷に行く手筈は整っており八月二十一日から五日の内に到着の予定である。友政には、大久保長安が五両用立て、現地で食糧不足ならぬように深志で米の調達を指示している。(資料2)・3)

- 5、東美濃への出兵は追って行う予定であること。その際、遠山利景(明知遠山家)は三河口から攻略を進めること。(資料1)・5)

このように、木曾氏の旧臣山村良勝、千村良重はすでに本貫であった木曾谷に戻り東軍としての活動を本格化させており、八月十一日には塩尻を経て翌十二日には木曾谷に入り贄川の砦を攻略していた。一方、木曾谷は石川光吉の支配下にあつたことから、山村良勝の父良候は犬山城で人質とされていた。

こうした状況に対し、木曾谷に精通した山村、千村に加え木曾氏の一族である馬場の諸氏、かつて東美濃の領主であつた遠山友政、伊奈谷出身の小笠原長巨、飛騨の金森長近・可重を加

える形で木曾路を制圧し、美濃への侵攻を目指していった。この機に乗じて山村、千村、馬場の各氏は木曾、遠山氏は東美濃の地で、豊臣政権下での失地を回復することを目指したのである。このように石川光吉の支配下にあつた木曾の地は、東軍の諸勢力によって制圧されていった。

四、犬山城をめぐる攻防

これまでみたように、石川光吉は西軍の一翼として、東国への調略を進める一方、次の資料からは、近江出身の豪商田中清六を介して好を通じる手紙を家康との間で交わしていたことがわかる¹²⁾。

【資料5】

先度飛脚到来之砌、可為返礼之處、飛脚其儘帰候間、無其儀候、其方兄弟之事、連々懇切之事二候間、弥不可無沙汰与存、委細田中可申候、恐々謹言

八月八日

御諱御判(家康)

石川備前守

(譜牒余録 三十六稲葉丹後守之下・愛九三三号)

ここで、留意すべきは家康が「連々懇切之事」としたのは、「其方兄弟」であることである。宛所は光吉のみであるが、その他に家康が認識した兄弟の存在がわかる¹³⁾。

それでは、石川光吉たちが、犬山城に籠城したのはいつのことであろうか、次の資料にその姿がうかがえる。

【資料6】

此者加藤左衛門尉長敷者候、然者大山へ左衛門尉相籠付而、様子之儀申遣候、於其地羽左太令相談、可然様才覚尤候、猶彼口上可申候、謹言

八月十二日

家康(花押)

井伊兵部少輔とのへ

本多中務太輔とのへ

(「大洲加藤文書」・愛九四一号)

八月十二日、江戸に留まっていた家康のもとに加藤貞泰の「長敷者」(＝重臣)が訪れ、犬山城への籠城が始まったと報告した¹⁴⁾。家康は井伊直政、本多忠勝のもとにこの使者を送り福島正則と相談の上、対応するように求めている。貞泰は、すでに弟加藤平内光直を証人として差出してしており東軍に味方する姿勢を示したうえででの対応であった。これによれば、犬山城の籠城戦は八月上旬には始まっており、尾張で中心的な役割を果たしていた福島と軍監井伊・本多はこうした犬山城の状況に対応できる場所に所在していたことがわかる。

【資料7】

猶以隠密之書中二候之条、御他言・御他見在間敷候、即此状可有火中候、以上
熊以飛札申入候、仍而此表之儀跡々人数相揃候、内々大山表二押之城ヲ仕、各御出次
第二川ヲ越可相働旨惣談相究候処、村越毛介殿為御使御越候て俄談合相替、とても

内府様御馬きりくと出不申はか不参候間、何事も不入義候、一刻も急川ヲ越、いか躰二成共可相果候由誰々なく就被申出、各其分三同意二候、然者天下之勝負川越二相究候間、御両所急御越候て今一往御談合候て尤三存候、御人数ハ被為置、御自身迄片時もはやく御出専用存候、恐惶謹言

八月十九日

長政(花押)

徳永法印

寿昌(花押)

奥藤兵衛

三明(花押)

井兵部様

本中書様

人々御中

(「井伊達夫氏所蔵文書」・愛九五九号)

これは、東軍の軍監井伊直政・本多忠勝に対して、尾張に布陣していた黒田長政等から出されたもので、先遣隊の陣容が揃ったので犬山に付城を築いたことが記されている。犬山城の籠城に対抗したものであり、ここから八月十九日時点で犬山籠城は続いていたことがわかる。また、「天下之勝負川越三相究候」との認識を示し、木曾川を挟んだ決戦を控え家康の出馬を強く求めている。東軍の諸将にとっても疑心暗鬼の状態が続いており、羽柴を称する諸将が「小山評定」の結果、一枚岩となつて東海道を西へ上つたとするのは、江戸幕府成立の序章として出来すぎた物語といえよう。この後、東軍先遣隊は、八月二十二日木曾川を越え、翌二十三日岐阜城は落城した。このことが、潮目を大きく変える戦いまさに「天下之勝負」であつたことを示す資料がある。

【資料8】

以上

内々如申候、中筋岐阜昨日乗落候、然處、為後巻治部少輔先手之者共、江戸川端迄差出候、即及一戦迫崩悉討果候、早々内々其筋目可引退候、此通駿河衆へも申遣候、可被成意候、恐々謹言

井伊兵部少輔

八月廿四日

直政(花押)

竹中丹後守殿

加藤左衛門尉殿

関長門守殿

人々御中

(大洲加藤文書・岐同文書三号)

岐阜城落城の翌日、犬山城籠城中の竹中・加藤・関の三将に対して、岐阜城の落城、石田三成による後巻の失敗(河渡川の戦い)を伝えることで開城を促すとともに、攻城にあたる駿河

衆(中村一栄・一忠のこと)にもこの旨が伝えてあるとする井伊直政の書状である。また、【資料9】は翌二十五日に加藤貞泰の叔父光政から美濃布陣中の山内一豊に対し、貞泰の犬山籠城は「めいわく」(不本意)である。城主の石川光吉が決断しなければ開城できないが、貞泰も尽力しており、本多忠勝・井伊直政からの書状も得ていると伝える。

【資料9】

乍好便以一書申上候、今度之御出陣御苦身共奉察候、今度之御手がら共中申上もおろかなる御事ともに候、左衛門尉いぬ山に居申候て、なに共めいわく仕候、寔石備前も御ことわり申候へなり申すまじく候間、やがて罷出候へんと存事に候、この方之儀者右衛門殿きも入被申候て、本多中務殿・井伊兵部殿御両所之御判形とり候て被越候間、満足仕候、是も貴公様御祐と存事に候、以使者も御見廻申度存候へ共、手前取紛忘却仕故不能其使迷惑仕候、恐惶謹言

加藤図書

八月廿五日

光政

山対州様

人々御中

(御家伝羽翼・愛九一号)

そして、その三日後・二十八日の井伊直政から加藤貞泰への書状【資料10】には、人質については福島正則が派遣した者へ注意して渡すこと、家康への取次に尽力するので急ぎ当陣所に参じることを求めている。【資料8】に比べ、宛所が薄礼であること、追而書の厳しさから直政の苛立ちが読み取れる。また、同日付の本多忠勝の書状【資料11】では、貞泰の母の扱について気遣う内容が読み取れる。これらの資料から、「御質物」とは籠城した諸将からの人質差出であると考える。またそれとは逆に、山村道祐のように犬山城に預かっていた人質もこの頃解放された可能性も考えられよう。何れにせよ、八月末には犬山城開城に向けた細かい詰めの交渉が、おこなわれていたことがわかる。

【資料10】

尚、夜を日二次、當地迄御參陣御尤存候、遅候へハ最前の首尾ちかい申候、
當地御着候ハ、又内府へ可申遣候、以上

廿四日之御状參着給候らん、即御報申立候キ、先書如申候、御質物之儀、羽柴左衛門大夫殿より、其許へ被遣候衆へ、被入御念御渡候、急度當陣へ可被成御越候、次被仰越候御紙面之通、内府へ被申遣候、最前より関東迄被仰通候儀、此節候間、弥御忠節被存事候、御用之儀、何分ニも拙者御馳走可申候間、可御心易候、何も懸御目可申達候、恐惶謹言

井伊兵部少輔

八月廿八日

直政(花押)

加左衛門様

関長門様

人々御中

(大洲加藤文書・岐同文書二号)

【資料11】

尚、其城御才覚候而、早々渡申候様ニ可被成候、城才覚被成、其上貴殿へも此方被存可被成候、以上

乍幸便一書申入候、其城はや御渡候事候間、貴所御作上之儀、涯分肝煎可申候間、早々我々陣所迄御出可被成候、最前此表へ陣寄之刻も、貴所御老母之儀も無異議様ニと、我々折紙を遣申、何篇ニも如在申間敷候、早速御出可被成候、恐々謹言

本多中務

八月廿八日

忠勝(花押)

加藤左衛門尉殿

(大洲加藤文書・岐同文書二五号)

こうした、交渉の中で、加藤・竹中は家康に対して、犬山城開城の意思を伝え(両通之書状)たように、それに対して家康は次の書状を送っている。

【資料12】

両通之書状令披見候、然者前廉首尾無相違忠節之条、感悦之至候、今日三日、至小田原令出馬候、急速其表可為著陣候、弥其元可被入精儀肝要候、恐々謹言

九月三日 家康(花押)

加藤左衛門尉殿

竹中丹後守殿

(竹中文書・愛二〇〇七号)

また、城主石川光吉に対しては、本多正純が古田織部(重然)、田中清六(正長)を介した交渉をおこなっている。【資料5】時点での態度表明は結果として裏切られ、【資料13】時点では開城に向けた同意の意向が示されたと考える。この段階では開城する城主への書状ということもあつてか、丁重な文言となつている。

【資料13】

追而古織かたへ之書状得其意候、已上

兩人かたへ之御状令披見候、仍今度不慮之儀無是非仕合共候処、日来之御好味思召可有忠節由満足候、委細田中可申候余令省略候、恐々謹言

九月四日

御諱御判

石川備前守殿

(譜牒余録) 三六・愛二〇〇八号)

犬山城の開城が明らかに記されているのが【資料14】である。これは、五日駿河清見寺にいる家康からの文書で「殊犬山之儀其方以才覚早々相済」との表現があり、加藤貞泰の功

績を讃える内容となっている。また【資料15】の文書には、東軍先遣隊を束ねる福島正則・池田輝政の両将、本多忠勝、井伊直政といった徳川の軍監が揃った形で、加藤貞泰、稲葉通重に対して大垣城からの苅田に備え、牛牧村、本田村（旧本巢郡）に布陣するように命じていることから、九月三日までには、犬山城を開城し、東軍としての任務に付いたことがわかる。

【資料14】

切々被入念書状祝着之至候、殊犬山之儀其方以才覚早々相濟候事令満足候、将又先手へ参陣候由尤候、今日至于清見寺令着馬候之間、頓而其表可着陣、猶期其節候、恐々

謹言

九月五日 家康（花押）

加藤左衛門尉殿

（大洲加藤文書・岐同文書三号）

【資料15】

態申入候、然者、大柿城中より苅田ニ罷出候間、稲葉甲斐守貴所為押、うしき村、ほんてん村両所ニ御在陣可被成候、不及申候へ共、御精を被出、夜待等被仰付尤候、恐々

謹言

羽左衛門太夫

九月三日 正則（花押）

羽三左衛門

輝政（花押）

本多中書

忠勝（花押）

井「」

□ □（直政）

加藤左衛門尉殿

稲葉甲斐守殿

（大洲加藤文書・岐同文書四号）

今回籠城した諸将の中で最も窮地に陥ったのが稲葉貞通・典通の父子である。美濃小原城主遠藤慶隆は、七月二十九日、稲葉氏に奪われた旧領郡上の所領回復の約束を家康から得た。そして、美濃攻めの先兵となった娘婿の金森可重とともに、九月一日稲葉氏の本拠地である八幡城を攻撃した。それに対して三日稲葉貞通・典通らは籠城していた犬山城から急を聞きつけて戻り激しい戦いとなった末、翌四日和睦を結んだ。【資料16】は、七月末段階に美濃の攻略戦を担った金森親子への指示が出されていること、【資料17】は、七日・犬山・郡上共に決着が着いた後の段階で初めて稲葉貞通の動向が判明するもので、永井直勝が取次いでいる。内容的には、井伊直政の要求に応じて城を明け渡したことが、貞通はすでに長島城に加勢したことがわかる。一方典通は【資料15】にある通り、開城後すぐに美濃での展開が命じられている。犬山城籠城組の中で、徳川氏との関りが最も希薄であった稲葉氏は、結果的にはぎりぎりの段階で東軍に味方するといった判断がおこなわれたといえよう。

【資料16】

濃州境目之儀、随分成次第可有御才覚候、恐々謹言

七月廿九日

御名乗御直判

金森法印

同出雲守殿

（金森文書・岐同文書九号）

【資料17】

永井右近所迄之書状令披見候、仍今度犬山被相籠候処ニ、依井伊兵部少輔申被明渡、為長島加勢被罷移由尤候、委細右近大夫可申候、恐々謹言

九月七日 家康（花押）

稲葉右京亮殿

（稲葉家文書・室二〇二号）

また、関ヶ原合戦直前の九月十二日、石田三成が大和郡山城主増田長盛に対して出した書状

【資料18】の中で、犬山城の開城は人質の処刑が無かったためとの風説を伝えると共に、敵方の諸将の人質を十五人も処刑すれば、東軍諸将の気持ちもかわると、強い姿勢を求めている。

【資料18】

一 免角如此延々と候ハ、味方中も心中難計御分別之前ニ候事、敵味方下々の取沙汰ニハ、妻子人質の儀ハ何様ニても苦かるましき躰ニ候、増石、内府へ被仰合筋目ニ候とても、妻子など一人も成敗之義ハ有ましきと申し候、是も黒白を存たる者ハ無余儀候、既ニ如此打被討候へ共、其者之妻子御成敗隱便故、先書にも如申犬山加勢衆謀叛なども出来候敷、さりとてハ有間敷儀ながら是も妻子氣遣無之故と下々申候、爰元諸侍申され候も敵方之妻子五三人も成敗候ハ、心中替可申と申事ニ候、爰許承候通申入候、御分別ニ不過候事

(石田三成書状写(部分)「古今消息集」愛二〇一九号)

関ヶ原合戦を直前に控えた段階で、増田長盛が家康に対して行った、東軍諸将の人質の取り扱いについての取り決めは手温いといった石田三成の書きぶりは、先述の「一柳中興御系図御手柄物語覚」の中で、稲葉清六が、旧主家である一柳氏に言い放った言葉と重なる内容であり、前線の西軍諸将の苛立ちに基づいた認識といえよう。

結語

関ヶ原合戦の前段階、濃尾平野では激しい攻防が繰り広げられた。本稿ではこの地域の諸将について、両陣営の間でマージナルな位置に身を置く存在としてとらえ、慶長五年八月当時の犬山城の動向ならびに城主石川光吉が支配した木曾の情勢についてみてきた。そこで明らかになることとしては、

・石川光吉が支配した木曾の地に対して、家康は信濃(木曾)・東美濃に密接な関連をもつ諸勢力を送り込むことで、東山道方面軍本隊の地ならしを行っていたこと。

・こうした勢力は、山村氏、千村氏、馬場氏(何れも木曾谷関連)や遠山氏(東美濃関連)

のように、関東・家康の影響下に所在していたこと。

・濃州関ヶ原合戦では、木曾川を挟んで東西両軍のぎりぎりの駆け引き、攻防が行われていたこと。またその帰趨を決したのは、八月二十三日の岐阜城落城であったこと。

・東軍の諸将が一枚岩でなかったように、犬山城の諸将にも微妙な違いがあったこと。なかでも開城に向けて尽力したのは籠城前から、家康のもとに弟・光直を証人(人質)として差し出し、連絡を取っていた加藤貞泰があげられること。

・城主石川光吉に対して、家康は西軍に与していることを知りながら看過し、丁寧な対応がとられていたこと。

犬山城の開城を巡り、いわゆる西軍として籠城していた諸将と家康、そしてその取次の役割を果たした諸将との間でぎりぎりの交渉が行われた。結果城主石川光吉は関ヶ原本戦も西軍として戦い、改易(のちに五〇〇石・幕府御家人)されたが、その他の諸将は、東軍として関ヶ原本戦を戦い、本領を安堵ないし加増転封とされている。立地やタイミングの違いもあり、この後展開する大垣城の戦いなどに比べ平和裏の開城がおこなわれたのである。

注意すべきこととしては、東海道を上りつつある家康と犬山城の諸将とのやり取りには、尾張に先着している東軍の諸将や軍監の本多・井伊とのやり取りに比べ時間差が生じていることがあげられる。

また今回は、犬山城に拘留された山村道祐や、同城に籠城した諸将から差し出された人質問題にも触れたが、東軍の先遣隊諸将も同様に人質が取られ、池田輝政の居城三河吉田城に集められたといわれる。(「一柳中興御系図御手柄物語覚」関ヶ原合戦における人質問題は、細川玉の悲劇が広く知られるが、これは細川家大坂玉造屋敷における特異な状況としてではなく、両軍を通じて広く存在した問題であることを理解する必要がある、今後の課題としたい。

(補注)

- 1 ここでは、便宜上徳川家康率いる勢力を東軍、石田三成らが率いる勢力を西軍とする。
- 2 『愛知県史』資料編13織豊3(愛知県・二〇一一)以降、愛 資料番号で表記
- 3 山本浩樹「関ヶ原合戦と尾張・美濃」(谷口央編『関ヶ原合戦の真相』高志書店・二〇一四)
- 4 小野市立好古館編『播州小野藩―柳家史料由緒書』(小野市・一九九九)
- 5 中村孝也編『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会・一九五九)五二三頁
- 6 高柳光寿・松平年一『戦国人名辞典』(吉川弘文館・一九八二)
- 7 渡辺世祐『稿本石田三成』(一九二九)
- 8 『信濃史料』第一八巻(信濃史料刊行会・一九六二)、なおこの資料について白峰旬「(慶長5年)8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」について「(別府大学紀要)・研究ノート二〇二〇」は示唆に富む逐条分析となっている。
- 9 「山村道幽(勇)、犬山ニいまた御逗留」とあるが、(25)の記述や次の資料のように、関ヶ原合戦後も木曾谷代官の地位を認められていることから、石川に加勢したのではなく拘束されていたと考えるのが妥当である。

【資料】 木曾谷中代官之儀、被仰付候、并材木等之儀、

木曾川・飛騨河共、如石川備前仕候時可申付候、

慶長五年

大久保十兵衛

十月二日

(朱印)

奉之

山村道祐

(山村文書・『岐阜県史』史料編古代・中世四 同八号)

以下岐同文書〇〇号と表記

10 中村孝也編 前掲書 六一〇頁

- 11 谷口央によれば、大山在番衆は、美濃国に多く見られる永井直勝のルート、加藤貞泰ルート、石川光吉の田中清六ルートの三つのルートにより家康との交渉を進めたとする。「関ヶ原の戦いと美濃―徳川家康の視点から―」(『関ヶ原―天下分け目の合戦と美濃―』岐阜県博物館・二〇一七)
- 12 この兄弟について、石川光元の可能性を挙げておく。家康の側室お龜の方(後の相応院)は、光元の元側室であり、この当時家康との間に仙千代(二五九五〜一六〇〇)と身ごもった子(後の徳川義直)がいた。光元とお龜の間には、すでに石川光忠がおり、後年、徳川義直に付けられている。
- 13 【資料2】の添状(岐「大洲加藤文書」二八号)の追而書きで、貞泰は取次の加藤太郎左衛門から「追而申候、此度之飛脚一段ぬるもの(「機転の利かない者」)にて御座候間、重而八人を御免らび可被為申付候、以上」と叱責を受けたことに対応した、念入りな対応であろう。
- 14 中村孝也編 前掲書 五四九・五六二頁